

## 家庭裁判所の少年審判において、 少年たちにさまざまな援助を行っています

家庭裁判所では、少年がなぜ非行を犯したのか、そして更生するためにはどうしたらよいかについて手を尽くして調査・審判を行います。しかし、その過程で家族などから十分なサポートが得られない少年も少なくありません。

少年たちの人生は、まだ始まったばかりです。彼らの立ち直りを手助けすることは、本人の将来のためであるのはもちろん、私たちの社会にとっても非常に重要な意味を持っています。

少年友の会は、きめ細かな活動を通して、少年たちが前向きに生きようとする、その変化をお手伝いしています。



### 少年友の会の活動のさらなる 充実・発展を期待します。

元最高裁判所長官  
山口 繁

青少年は国の宝です。少子高齢化の進む中、国の将来を託すべき青少年のたくましい成長を期待するには、国民の力を結集して青少年の教育に立ち向かわなければなりません。非行のあった少年が立ち直り、有為な人材として成長することは社会全体の期待であり、少年法の理念でもあります。調停委員の皆様がボランティアとして家庭裁判所に協力し、少年と保護者への支援を続けてこられたことは、誠に貴重な活動であり、深甚の敬意を表します。活動のさらなる充実・発展を期待してやみません。



### 少年の非行を減らしたり、 立ち直るきっかけとなる活動です。

社団法人 家庭問題情報センター 事務局長  
永田 秋夫

少年たちにとって、権威ある裁判所ではなく友の会という「人間の柔らかい存在」が接するからこそ本音を話やすく、自分のことを考えてくれる人がいるということが大きな励みになっているようです。奉仕活動に参加してほめられたことで、前向きになる少年もいます。また、少年やその保護者が、非行の原因や被害者の心情について考え始めることにもつながっているのです。少年友の会のさまざまな活動が、少年の非行を減らしたり、気付きや立ち直りのきっかけ作りに役立っていると思います。

## 入会のご案内

〈会員種別〉

■普通会員 ■賛助会員

活動内容や年会費などは全国の各会により異なりますので、詳しくはお近くの少年友の会(地域によっては家庭少年友の会)にお気軽にお問い合わせください。

少年友の会は会費および寄付金、その他バザー収益などで運営されています。趣旨にご賛同いただいた個人・団体からの

善意のご寄付もお受けしておりますので、ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

また、新規会員、学生ボランティア、補導委託先、福祉施設や企業のご協力もお待ちしております。

### 全国少年友の会連絡会について

1966年に東京で始まり、以来全国各地に広まった少年友の会は2009年には全国の家庭裁判所50庁すべてに協力できる体制が整いました。これを機に2010年10月、各地の少年友の会のネットワークとなる「全国少年友の会連絡会」(代表世話人 原田直郎)が設立されました。

入会のお申し込み・お問い合わせはこちらへ

## 全国少年友の会連絡会

事務局(東京少年友の会内)  
〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-2 東京家庭裁判所内  
TEL.03-3502-8311 FAX.03-6730-1390  
Mail: tokyo5050@flute.ocn.ne.jp

Donated by  
SERVICE GRANT

# 少年友の会

立ち直るために  
サポートを必要としている  
少年たちがいます

